

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	固定資産税の賦課に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高崎市は、固定資産税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

高崎市長

## 公表日

令和3年11月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税の賦課に関する事務
②事務の概要	<p>【事務全体の概要】 地方税法関係法令及び高崎市市税条例に基づき、土地、家屋及び償却資産の所有者に対して固定資産税を算出し賦課している。また、高崎市都市計画税条例に定める区域内の土地及び家屋の所有者に対して、都市計画税を算出し、賦課している。固定資産税・都市計画税賦課に関連し、減免や軽減を行っている。また固定資産税賦課に関連し、評価証明、公課証明、名寄帳等証明書を発行している。</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用する事務の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務</li><li>2. 固定資産税・都市計画税の減免に関する事務</li><li>3. 固定資産税・都市計画税の宛名管理に関する事務</li><li>4. 固定資産に係る証明書発行に関する事務</li></ol>
③システムの名称	固定資産税システム 団体内統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバ 家屋評価システム eLTAXシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 固定資産税賦課情報ファイル 2. 土地情報ファイル 3. 家屋情報ファイル 4. 償却資産申告情報ファイル 5. 償却資産物件情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし(情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) 27の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 資産税課
②所属長の役職名	資産税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高崎市市民部市民生活課 〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1 電話:027-321-1230
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高崎市財務部資産税課 〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1 電話:027-321-1222

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

